

原議保存期間	10年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第46号
平成26年3月27日
警察庁生活安全局保安課長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行について(通達)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成26年国家公安委員会規則第3号。以下「改正規則」という。)は、平成26年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されることとなった(別添1:官報の写し、別添2:新旧対照条文)。その趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)を「規則」という。

記

1 趣旨

平成26年4月1日から、消費税率(消費税及び地方消費税の税率を合計したものをいう。)が8パーセントに引き上げられることに伴い、遊技料金に関する基準、賞品の価格の最高限度に関する基準等について、当該引上げを反映させるものである。

2 概要

(1) 遊技料金に関する基準(規則第35条第1項関係)

まあじやん屋、ぱちんこ屋等における遊技料金の上限額について、営業の種類に応じて定められた一定の金額(別添2参照)に当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額(以下「当該金額消費税等相当額」という。)を加えた金額とした。

(2) 賞品の価格の最高限度に関する基準(規則第35条第3項関係)

ぱちんこ屋等において提供できる賞品の価格の最高限度の基準額について、9,600円に当該金額消費税等相当額を加えた金額とした。

(3) その他所要の改正

3 留意事項

改正規則の趣旨及び概要について、まあじやん屋、ぱちんこ屋等の営業者及び当該営業者が営業所ごとに選任している管理者等への周知を図ること。

【別添略】